

個人住民税を定額減税します

賃金上昇が物価高騰に追い付いていない現状の緩和を目的に、一時的な措置として、令和6年度分個人住民税（市県民税）の定額減税を実施します。 問い合わせ先 税務課 ☎(76)0964



市 HP

減税額 納税義務者本人・控除対象配偶者・扶養親族1人当たり1万円

上記の合計額を、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての税額控除が行われた後の納税義務者の所得割額から控除します（扶養親族は国内居住者のみ対象）。

定額減税の対象

令和6年度（令和5年中の収入）の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人

※市県民税が非課税の人、市県民税均等割・森林環境税のみの課税の人（5,700円）は対象外

個人住民税の構成

↓ 定額減税 ↓	均等割 (4,700円)
所得割額 (所得に応じた金額)	森林環境税 (1,000円)

各徴収における減税のスケジュール

※徴収方法が複数に分かれている場合、下記のとおりにならないことがあります。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月
給与特別徴収		減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税	減税
普通徴収	第1期（7月1日納期）			第2期（9月2日納期）			第3期（10月31日納期）			第4期（12月25日納期）		
	減税			第1期分で減税しきれない場合は、第2期から順次減税								
年金特別徴収	4月		6月		8月		10月		12月		令和7年2月	
							減税		10月分で減税しきれない場合は、12月から順次減税			

仮徴収（前年度分の税額の1/3を3期分で徴収）

本徴収（税額から仮徴収分を除いた額を3期分で徴収）

- 給与特別徴収…給与から天引きされている人
- 年金特別徴収…年金から天引きされている人
- 普通徴収…納付書や口座振替で支払いしている人

定額減税しきれない人へ 給付金（調整給付）を給付します

給付対象

定額減税の対象で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得割額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）人

市から通知します。

送付時期および給付時期は現在調整中です。詳細が決定しましたら、市ホームページなどでお知らせします。

定額減税可能額

- 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数 ※1
- 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

※1 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満を含む）の数。国外居住者は除く。

調整給付金の算出方法

※（ア）および（イ）は、0円を下回る場合は0円とする。

定額減税可能額 (3万円 × 減税対象人数)	−	令和6年分推計所得税額 = 令和5年分所得税額（実績）	=	所得税分控除不足額（ア）
定額減税可能額 (1万円 × 減税対象人数)	−	令和6年度分 個人住民税所得割額	=	個人住民税分控除不足額（イ）
				ア + イ =
				調整給付額 (1万円単位で切り上げ)